

第11章 特別支援教育

特別支援教育は、平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、その理念及び制度改正の方向が示され、これに基づき、平成18年6月に学校教育法が改正された後、平成19年4月から新たな制度としてスタートしました。

特別支援教育は、通常の学級も含む、支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学級において実施されるものです。さらに、特別支援教育は、障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

「特別支援教育」は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長「特別支援教育の推進について」（通知）

1 小・中学校における特別支援教育

(1) 通常の学級における特別支援教育

通常の学級における特別支援教育の目的は、学級を基盤とする集団での学習や生活の中で、児童生徒が本来もっている力を最大限に発揮して、自信を育てられるようにすることです。そのためには、日頃の学級経営が重要であり、日常の学習や生活の中で、児童生徒にとっての「安心感を高める」指導に取り組むことが大切です。

児童生徒の学習や生活は、教師や友達との人間関係をはじめ、教師の発問や指示、板書や教材なども含む様々な環境との相互作用によって展開されていることから、「温かい人間関係を育む」、「分かりやすい環境を整える」の2点を柱として、安心感を高められるよう指導に取り組むことが必要です。また、そのための道具として、必要に応じて「個別的教育支援計画」を活用します。なお、「個別的教育支援計画」については、p.71を参照してください。

(2) 特別支援学級について

知的障害、肢体不自由、弱視、難聴、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害がある児童生徒のために、小・中学校に開設されている学級です。したがって、教育課程に自立活動を位置付けて展開し、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導を行う必要があります。

障害の状態だけでなく、学年の幅が大きく、発達の段階や行動の特性も様々である児童生徒に対して適切な指導をするためには、児童生徒の実態を十分把握するとともに、実態に即した教育課程を編成していかなければなりません。また、児童生徒一人一人の実態に応じて、交流及び共同学習を実施し、児童生徒の可能性の伸長に努めることが重要です。

栃木県教育委員会は、適切に教育課程を編成し、実施するための資料として「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」（平成31年2月）を発行しました。p.7、8には「教育課程の構造図」が示してありますので、教育課程を編成する際に、確認してください。

特別支援学級における指導は、特別支援学級担任だけでなく、他の教師と連携・協力して、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導となるようにすることが大切です。また、交流及び共同学習を実施するに当たっては、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和4年4月27日）を参照し、適切に実施してください。

なお、在籍する児童生徒については「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する必要があります。

ア 知的障害特別支援学級

必要に応じて、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた実際の・具体的な内容を指導します。小学校で

は、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などの指導を実施します。また、中学校では、それらを更に充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導します。

入級の障害の程度は、「知的発達遅滞及び、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも」とされています。

イ 肢体不自由特別支援学級

各教科等の指導に当たっては、児童生徒の実態に応じて表現する力の育成に努めるとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすることが大切です。

入級の障害の程度は、「補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも」とされています。

ウ 難聴特別支援学級

各教科等に関する学習に加えて、音や言葉の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することに重点を置いた指導をしたり、抽象的な言葉の理解について指導したりします。さらに、教師の声が聞き取りにくく学習活動が遅れがちになったり、友達との会話が思うようにできなかつたりすることがあるため、各教科等の指導と同時に、精神面での支援も大切です。

入級の障害の程度は、「補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも」とされています。

エ 自閉症・情緒障害特別支援学級

言語の理解と使用、場に応じた適切な行動などができるようにするための指導、対人関係の形成や生活に必要なルール等に関することを指導します。

主として心理的な要因による選択性かん黙等がある児童生徒については、安心できる雰囲気の中で、情緒の安定に向け指導します。

入級の障害の程度は、次の2つとなっています。1つ目は、「自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも」、2つ目は、「主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも」とされています。

(3) 通級による指導について（自閉症・情緒障害通級指導教室、言語障害通級指導教室等）

通級による指導は、通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害の状態に応じた特別の指導（個別指導が中心）を特別な指導の場（通級指導教室）で行う指導形態です。

通級による指導を併用する際には、児童生徒が通常の学級の中で、本来もっている力を最大限に発揮し、自信を育てられるようにすることを目指して、指導に当たることが大切です。

通級による指導では、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とした指導（自立活動に相当する内容の指導）を行うことが原則です。その際、必要に応じて個別指導とグループ指導を適宜組み合わせることで指導することにより、指導の効果が高められます。また、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行う場合もあります。なお、各教科の内容を取り扱う場合であっても、自立活動としての指導であることに留意します。単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことのないよう注意が必要です。

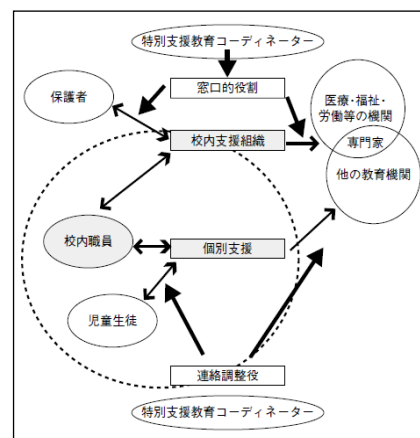
言語障害に関しては、器質的又は機能的な構音の障害や吃音等、話し言葉におけるリズムの障害、話す・聞く等言語機能の基礎的事項における発達の遅れなどを改善又は克服するための指導を行います。なお、通級する児童生徒については「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する必要があります。

(4) 校内支援体制の充実について

ア 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育を進めるためには、それぞれの学校で、教職員全体の特別支援教育に対する共通理解の下、学校内の協力体制を構築するとともに、学校外の関係機関との連携・協力が大切です。

特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担うものとして、校務分掌の1つに位置付けられています。



イ 校内委員会の役割

各学校では、校内委員会を設置し、支援を要する児童生徒に対して、組織としてどのように対応していくかを検討していくことが必要です。また、運営に際しては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが調整役となり、特別支援学級担任、交流する学級の担任及び関係教職員を含めた学校全体の指導体制を確立し、保護者や関係機関との連携や支援に関わる役割を明確にしておくことが重要です。

校内委員会にスクール・カウンセラーが参加し、専門的な立場から、発達障害等に対する見取りや関わり方について教職員に対してアドバイスを行うなど、成果を上げている学校もあります。

(5) 特別支援教育支援体制について

ア 早期発見・早期支援

発達障害は、乳幼児健診時や、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等という集団の場合の、コミュニケーションや人間関係づくりの際につまずくことで見つかる場合が多いです。二次的な障害（※）を防ぐためにも、早い段階での適切な支援が重要であり、早期に保護者と連携し、発達状況や日常生活状況等を聴取し、教育・療育のニーズの把握に努め、適切に対応することが望まれます。

※二次的な障害

基本的な症状だけでなく、派生して別な症状が引き起こされること。障害に由来する本来の症状が原因で、様々な不適応を起こし、チック、吃音、夜尿、不安、抑うつ、不登校や引きこもり、反抗挑戦性障害等を伴うことがある。

イ 家庭との連携

家庭と連携を進める方法の1つとして、担当者と保護者による「連絡ノート」を活用することが有効です。学級担任又は通級指導教室担当者及び保護者が共通のノートを使用し、学習内容や指導内容の他、児童生徒の様子、家庭での様子等相互に記入することで連携を図ることも効果的です。また、特別支援学級の児童生徒の場合、保護者が学校まで送迎をしている場合があります。その際、短い時間でも保護者と顔を合わせ、情報の共有をしていくことも有効です。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成する際には、事前に保護者の願いを面談やアンケート等により把握し、指導の経過や成果を保護者に伝えるとともに、計画の見直しを図ることが大切です。

ウ 教育支援体制

各市町では、発達障害を含めた障害のある子供の早期発見・早期支援のために、5歳児健診、育児相談等に力を入れています。早期教育支援担当者等が、教育委員会とも連携し、幼稚園・保育所・認定こども園等を訪問しています。また、年間を通して教育支援相談の窓口を設けるなど、早い段階から保護者との情報交換を行い、適切な教育支援を進めています。さらに、就学時健康診断においては、発達検査の方法を工夫したり、検査後の事後相談を実施したりするなどの取組が行われています。

(6) 学校段階間の支援情報の引継ぎ

ア 幼小の引継ぎ

幼小の引継ぎについては、幼保小連絡会などで情報交換の場が設けられています。その際、幼児の実態、指導目標、支援の手立て、その結果についての情報交換ができると、小学校側の支援の目標や手立てを作成する際の参考になります。また、連絡会のみでは情報が不十分である場合には、幼稚園・保育所・認定こども園等に訪問し、就学前の幼児の実態把握と情報収集を行う必要があります。幼稚園・保育所・認定こども園等での指導や支援内容を正しく引き継ぎ、発展させていくための工夫が必要です。

イ 小中の引継ぎ

小中の引継ぎは、地区内の多くの中学校区で進められています。小中の引継ぎに当たっては、小学校で配慮していた児童の支援情報だけでなく、発達障害の可能性のある児童等の支援情報についても伝えることが重要です。

小学校段階では大きな問題がなくても、生活場面と学習場面においてギャップを感じていた児童の情報等、校種間のカリキュラムの違いを見据えた支援情報の提供が求められます。児童生徒の特性に応じた指導・支援が継続的に行われ、安心した学校生活を送れるような環境整備が必要です。

ウ 中高の引継ぎ

中学校においては、進学する高等学校等に対し、入試時の配慮に関する事前の情報提供（配慮受検）や合格発表後の個別の教育支援計画等による生徒の指導及び支援方法についての支援情報の提供（中高の引継ぎ）が重要です。（※本人・保護者の同意が必要です。）

配慮を要する生徒は、進学後に学習面のみならず、社会性や対人関係の困難さといった生活面での不適応等、様々な問題を抱える可能性が大きくなります。中高の支援情報の引継ぎは、二次的な障害から起こる不登校や中途退学の未然防止の視点からも大変有効です。

(7) 関係機関との連携

ア 特別支援学校センター的機能充実事業

本地区には、那須特別支援学校があり、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たしています。要請に応じて、教育的支援の必要な児童生徒の実態把握、指導内容や方法等への援助を行ったり、教職員の資質・専門性向上のための研修会等を行ったりしています。児童生徒の指導・支援を計画的・継続的に行うには、本事業担当者と連携を図りながら取り組む必要があります。

イ 医療機関、療育機関との連携

本地区では、国際医療福祉大学をはじめとする民間の医療機関・療育機関が充実してきています。早期からの対応で、小学校入学前から医療機関・療育機関に関わっている児童もいます。一人一人の児童生徒に、より適切な指導・支援を行うためには、関係機関との連携を密に図り、情報を共有化することが大切になります。民間の関係機関との連携の際は、保護者の了解を得て、三者で連携し、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成するなど、保護者を巻き込んだ取組が求められています。

(8) 児童心理治療施設附属の教育施設

国際医療福祉大学内に、児童心理治療施設「那須こどもの家」が開設されています。この施設は、保護者等による虐待や家庭・学校等での人間関係が原因となって、社会生活が困難にな

っている児童生徒の中で、生活指導及び心理治療を要する児童生徒を入所の対象としています。また、教育施設として、「大田原市立金丸小学校北金丸分校」、「大田原市立金田南中学校北金丸分校」が併設されています。

なお、施設への入所は、児童相談所の措置手続きによって行われ、県内外からの児童生徒が在籍しています。

2 インクルーシブ教育システムの構築について

「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みのことです。その中で、個人の要求に基づく「合理的配慮」の提供が必要とされています。

(1) インクルーシブ教育を進めるための視点

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、同じ場で共に学ぶことを目指す場合には、それぞれの児童生徒が、授業内容を理解することが大切です。また、学習活動に参加している実感や達成感をもちながら充実した時間を過ごし、持てる力を高め、生きる力を身に付けていくことが、最も本質的な視点です。

(2) 多様な学びの場

個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備する必要があります。したがって、連続性のある多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要です。

(3) 合理的配慮

特別な支援を必要とする児童生徒の中には、授業が分からない、学習活動に参加している実感がもてないなど、合理的配慮を必要とする児童生徒がいます。

そのような場合、授業のユニバーサルデザイン化により、支援の必要な児童生徒に焦点を当て、包括できる授業を構成し、指導目標の焦点化、見通しをもたせる視覚化等、個別の配慮をする必要があります。また、合理的配慮を検討する際には、3観点11項目について、見直し、整理することが大切です。学校で提供された合理的配慮は、児童生徒が社会や地域で生活するための必要な配慮にもつながっていくことが考えられます。

観 点	項 目
(1)教育内容・方法	(教育内容) ①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ②学習内容の変更・調整 (教育方法) ①情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ②学習機会や体験の確保 ③心理面・健康面の配慮
(2)支援体制	①専門性のある指導体制の整備 ②児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ③災害時等の支援体制の整備
(3)施設・設備	①校内環境のバリアフリー化 ②発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ③災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

【学校における合理的配慮の提供について 栃木県教育委員会 H28年2月】

3 障害のある児童生徒への支援について

(1) 「個別の教育支援計画」の作成と活用

「個別の教育支援計画」は、児童生徒に長期的な視点で一貫した的確な支援を行うためのツールであり、児童生徒本人が支援を受けるためのツールでもあります。

作成に当たっては、保護者と十分に相談したり、可能な場合には、本人の意向等を確認したりしておくことが大切です。また、「どのような課題があるのか」「どのような支援が必要なのか」「一人一人の児童生徒にとって記述しておかなければならないことは何か」等をしっかり押さえていくことが必要です。「個別の教育支援計画」は、作成することが目的ではなく、児童生徒を継続的に支援していくためのものです。また、児童生徒が必要とする支援は様々であり、「合理的配慮」が教科学習や日常生活で多くの支援を必要とする場合や、簡単な配慮事項だけでよい場合もあります。



(2) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

学習指導要領の改訂において、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対し、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の2つの計画を全員に作成することが義務付けられました。また、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、通級による指導を受けていない児童生徒の場合は、この2つの計画については作成・活用に努めることとされました。

「個別の教育支援計画」は、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画です。一人一人の障害のある子供について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成します。作成に当たっては、関係機関との連携が必要です。また、保護者や本人の参画や意見等を聴くことなどが求められます。

「個別の指導計画」は、指導を行うためのきめ細かい計画です。児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導を行います。

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
目的	乳幼児期から学校卒業後までを通じ、一貫して的確に支援を行うこと	児童生徒の実態に応じた指導をきめ細やかに行うこと
項目	プロフィール・本人及び保護者の希望・長期目標・短期目標、支援内容と支援機関・評価・引継の内容とその時期等・実態、合理的配慮	長期目標・短期目標、目標の設定理由、支援の手立て、学習の場(支援者)評価、合理的配慮、次年度に向けて

(3) 「個別の教育支援計画」の引継ぎ

「個別の教育支援計画」は、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引継ぐよう努めます。そのため、「個別の教育支援計画」を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や引継ぎ先を明確にし、同意を得ておくことが大切です。

(4) 「個別の教育支援計画」を活用した関係機関等との連携

「個別の教育支援計画」を活用しながら、普段から保護者や関係機関等と連携を図ることが望ましいです。「個別の教育支援計画」には個人情報が含まれますので、関係機関等との情報共有には、保護者や可能な場合には本人の同意が必要となります。なお、関係機関等とは、医療機関、児童発達支援機関や放課後等デイサービス等が考えられます。

4 学習指導案の例

指導案作成上の留意点

- ・自立活動の計画は個別に作られることが基本であり、最初から集団で指導することを前提にしません。
(ここでは、2名の児童生徒の目標について複数で指導することが効果的と判断した場合の例を示しています。)
- ・目標達成に必要な能力や技能について、児童生徒一人一人の実態を十分に把握します。
- ・目標設定の視点として、どのような手立てがあればその目標を達成できるかという視点を大切にします。
- ・個別の目標を設定し、学習内容の計画を立てます。
- ・複数を対象に指導する際は、学習活動は一つでも、課題は一人一人の実態に応じて個別に用意します。
- ・項立て(学校課題との関連、人権教育との関連等)は、児童生徒の実態、活動内容等を踏まえ、必要に応じて柔軟に設定します。

※特別支援学級の指導案については、「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」(平成31年(2019)年2月 栃木県教育委員会)「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(令和2(2020)6月 国立教育政策研究所)「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」(令和2(2020)7・12月 栃木県教育委員会)も参考にしてください。

自立活動 学習指導案

令和〇年〇月〇日 (〇) 〇校時
〇〇学級 指導者 〇〇 〇〇

1 単元名 (小単元名又は題材名)

- ・児童生徒にとって学習内容がイメージしやすい表現で記述します。
- ・児童生徒の意欲を高める具体的な表現にする必要があります。

2 単元(題材)の目標

本単元(題材)の学習を通して到達させる全体的な目標を記述します。

3 単元設定の理由(単元(題材)観・教材観・指導観・指導方針等)

特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動の内容(6区分27項目)と単元(題材)との関連、これまで学習してきた内容との関連、本単元(題材)で期待できることや本単元(題材)におけるねらいなどについて記述します。

4 指導に当たって

児童生徒の実態を踏まえた具体的な配慮事項、今後の生活へのつながりなどについて記述します。

5 学校課題等との関連

研究主題や研究内容が分かるように記述し、またそれらと単元及び本時との関連を記述します。

6 人権教育との関連

単元の目標や学習内容との関わりと、人権教育における各学校の育てたい資質・能力等(知性・判断力・感受性・技能・実践力)から検討して記述します。以下の「人権教育の視点」「人権教育上の配慮」等との整合性を図ります。

7 単元の指導計画(全○時間扱い)

- (1) 気持ちを表す言葉を探そう。 1時間
- (2) いろいろな表情をしてみよう。 1時間・・・(本時)
- (3) 3時間
- (4) 2時間

本時の位置を記述します。

8 本時の指導

(1) 題 目 (題材名) 指導計画によって、1時間ごとに配列された内容や活動を簡潔に記述します。

(2) 児童生徒の実態と個人目標

氏名	学年	児童生徒の実態	関連する内容	個人目標
A	2	<p>単元(題材)に関する実態を行動面や学習面の両面から記述します。また、どこまでできているか、どんな方法ならできるかについて記述します。</p>	<p>自立活動の内容(6区分27項目)を示します。</p>	<p>この時間では、何を目標として授業を展開するのか、児童生徒一人一人の本時の目標を具体的に記述します。個別の指導計画との関連を意識することが大切です。</p>
B	3			

(3) 人権教育の視点

本時のねらいや学習活動、指導方法(学習形態)が自校の人権教育における「育てたい資質・能力等」(知性・判断力・感受性・技能・実践力)とどのように関連しているかを記述します。ここでの視点が、展開の「人権教育上の配慮」において具体的な記述となります。(※必要に応じて柔軟に設定)

(4) 展開 ※横版として作成しても良い。

◎人権教育上の配慮 ◇3あい運動との関連 □学校課題等との関連等について記載

学習活動	時間	個別の活動・支援の手立て・指導上の留意点		資料・準備物
		A	B	
<p>学習意欲が喚起できるような課題を提示します。</p> <p>児童生徒が本時のめあてを意識し、学習の見通しがもてるようにします。</p> <p>本時の学習を振り返り、学習の成果を児童生徒が実感でき、次時への見通しがもてるとともに、意欲が高まるようにします。</p>		<p>各学習活動における個に応じた支援の手立てや指導上の留意点を示します。</p> <p>以下の点に留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のつまずきを予想し、それに対する支援の手立てを具体的に記述します。 ・「声をかける」「励ます」といった支援の他に、児童生徒一人一人の実態を踏まえ、得意な面を生かし、苦手な面を補えるよう支援内容も記述します。 ・個別の教育支援計画に記載してある合理的配慮の内容を反映させます。 ・ティーム・ティーチングで授業を行う場合には、教師間の役割分担について記述します。 		

